宮崎県版

農業経営体向け

農林水産省

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体を支援します

農業労働力確保緊急支援事業の御紹介

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体が

代わりの人材を雇用　**農作業を委託**　**人材派遣を活用**

した際の**掛り増し経費を支援**します！

✔ 支援対象

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られなくなったことにより、農作業に当たって人手不足になった経営体が対象になります。

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、従業員が出勤できなくなったことにより、農作業に当たって人手不足になった経営体が対象になります。

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、観光客が訪れず自家で農作業を行うこととなったことにより、農作業に当たって人手不足になった経営体が対象になります。

対象となる例

ケース１
入国制限等により、来日予定だった技能実習生や特定技能外国人が来られなくなった

ケース２
小学校等の休校の影響で、子の保護者である従業員が出勤できなくなった

ケース３
観光農園で、例年収穫をしていた観光客等が外出自粛等により来られなくなった

✔ 支援内容

◆ 代わりの人材を雇用等した際の**掛かり増し経費**を支援します

交通費	宿泊費（居住費）	保険料	労賃
3万円/月以内	6,000円/泊以内	実費	500円/時間以内（10時間/日）

◆ 対象期間：**令和2年4月1日**から**令和2年12月31日**

※令和２年４月１日時点に行われていた取組まで遡って適用します！

✔ ご相談・申請方法

まずはお近くのJAにご相談ください。
JA宮崎中央会や（一社）宮崎県農業法人経営者協会へのご相談・代理申請依頼を行うことも可能です。

全国農業会議所の**本事業専用Webシステム**（URL：https://for-farmer.jp/）からの直接**御登録も可能です**。

農業労働力確保緊急支援事業

Ｑ＆Ａ

農水省ＨＰより抜粋

Q1 新たに雇用する人材（代替人材）に何か要件はありますか？

A1 新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習生・働いてもらう予定だった方などを受け入れることができずに人材不足になった農業経営体と雇用契約を締結し、農作業に従事してもらうことが基本的な要件となります。

Q2 どのような経費が補助対象になりますか？

A2 代替して雇用した者に要する交通費、宿泊費、保険料、賃金等が補助対象となります。ただし、費用全てではなく、受入れ予定だった技能実習生・働いてもらう予定だった方などに要するはずだった経費を超えた分（掛かり増し経費）が対象となります。

Q3 どのような資料を準備すればよいですか？

A3 ① 受入れ予定又は働いてもらう予定だった方の氏名、勤務内容（労働時間、給与、交通費等の諸経費）等と、代わりに雇用する予定の方の勤務内容を比較した調書と、
② 上記を証明する書類
を用意していただく必要があります。詳細は、全国農業会議所の申請サイトをご覧下さい。

Q4 助成金の申請から入金まではどのようなスケジュールですか？

A4 月末までの経費を、翌月10日までに交付申請した場合、申請した月の末日の入金を想定しております。

✔ 事業の詳細は農林水産省ホームページへ

農林水産省ホームページ

事業のＱ＆Ａや実施要綱などの確認はこちらから！

（https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html）

農水省　緊急　労働力確保　検索

インターネット検索エンジンからキーワードを入力して検索

又は

↑こちらのQRコードからも読み取れます↑

お問い合わせ先

	JA宮崎中央会	（一社）宮崎県農業法人経営者協会
電話番号※	0985－31－2059	0985－73－9211
メールアドレス	roudouryoku @chu.mz-ja.or.jp	hojin@agri-miyazaki.or.jp

※受付時間：９時～１７時